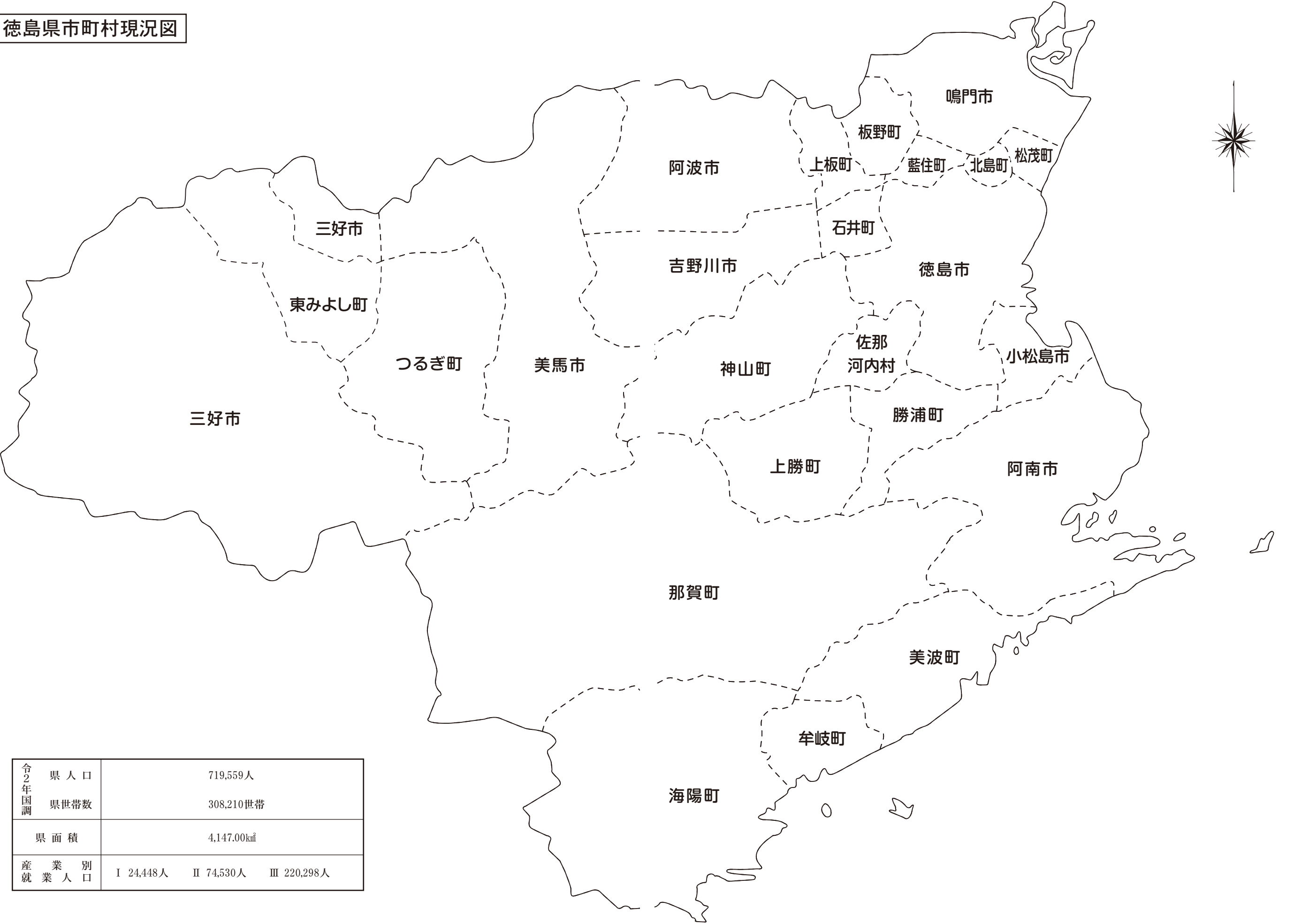


令和 6 年 度

徳島県市町村要覧

徳島県企画総務部市町村課 編集
公益財団法人 徳島県市町村振興協会 発行

徳島県市町村現況図



令 2 年 国 調	県人口	719,559人		
	県世帯数	308,210世帯		
県面積		4,147.00km ²		
産業別 就業人口		I 24,448人	II 74,530人	III 220,298人

目 次

1 市 町 村

徳 島 市	2
鳴 門 市	4
小 松 島 市	6
阿 南 市	8
吉 野 川 市	10
阿 波 市	12
美 馬 市	14
三 好 市	16
勝 浦 郡	
勝 浦 町	18
上 勝 町	20
名 東 郡	
佐 那 河 内 村	22
名 西 郡	
石 井 町	24
神 山 町	26
那 賀 郡	
那 賀 町	28
海 部 郡	
牟 岐 町	30
美 波 町	32
海 陽 町	34
板 野 郡	
松 茂 町	36
北 島 町	38
藍 住 町	40
板 野 町	42
上 板 町	44
美 馬 郡	
つ る ぎ 町	46
三 好 郡	
東 み よ し 町	48

2 資 料

住民基本台帳人口・選挙人名簿登録者数・ 特別職報酬	52
部門別職員数・一般行政部門職員数内訳	54
一部事務組合一覧	56
広 域 連 合	62
定住自立圏の概要	64
令和4年度市町村普通会計決算収支等の状況	66
令和5年度市町村普通会計決算収支等の状況	68
令和4年度市町村財政状況	70
令和5年度市町村財政状況	72
令和4、5年度決算に係る健全化判断比率・ 資金不足比率	74
令和6年度市町村税率一覧	76
令和4年度市町村税の徴収実績（国保税(料)を 除く）	78
令和5年度市町村税の徴収実績（国保税(料)を 除く）	80
地方公営企業一覧	82
関係団体一覧表	84
市町村部長・課長等名簿	85
徳島縣市町村変遷状況	86
市町村の花・木・鳥・姉妹都市一覧	90
主な指標市町村ランキング	92
指定地域の状況	96
首長及び議員の任期満了日と議員定数の状況	98

凡 例

1 指定地域の記号は次による。

- ⑥ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域として指定された区域を有する市町村
- ⑥過 徳島県過疎地域持続的発展対策要綱により過疎地域に準ずるものとして指定された区域を有する市町村
- ①山 山村振興法により振興山村として指定された区域を有する市町村
- ①辺 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律による辺地を有する市町村
- ①低 低開発地域工業開発促進法により低開発地域工業開発地区として指定された区域を有する市町村
- ①離 離島振興法により離島振興対策実施地域として指定された区域を有する市町村
- ①都 都市計画法により都市計画区域として指定された区域を有する市町村
- ①特農 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく基盤整備計画を策定した市町村
- ①拠 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による指定を受けた徳島東部地方拠点都市地域に含まれる市町村
- ①農 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画を策定した市町村

2 令和2年度国勢調査の数値については、不詳補完値を用いず、原数値を掲載している。(分類不能のものや年齢不詳を除いた。)

3 面積については、全国都道府県市区町村別面積調(令和6年10月1日時点)による。

4 令和5年度公共施設の整備状況については、令和5年度市町村公共施設状況調査による。

ただし、小学校、中学校については、令和5年度学校基本調査による。

5 市町村長、副市町村長、議長、副議長、職員名等については、令和6年4月1日現在としたが、校正中の異動についてはできるかぎり修正した。

6 農業については、農業センサス2020による。

7 林業については、令和6年度森林資源現況表(徳島県)による。

8 漁港数については、各市町村に所在している漁港の数とする。

9 工業については、2023年経済構造実態調査の製造業事業所調査による。

10 商業については、令和3年経済センサスによる。

※「×」表示は、調査結果の秘密保護の観点から秘匿措置を施している。

11 長期計画は、令和6年7月1日現在である。

12 令和5年度決算状況(普通会計)については、令和5年度地方財政状況調査による。

指標等は次による。

$$\text{財 政 力 指 数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

によって計算した数値の令和3年度～令和5年度の3か年平均である。

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{(\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減収補てん債特例分} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債})} \times 100$$